

裾野市手話言語条例

言語は、お互いの意思や感情を理解し合い、文化を創造する上で不可欠なものであり、手話言語は、手指や体の動き、表情を使う視覚言語で、ろう者だけでなく、ろう者以外の者と意思疎通を図るために大切なものである。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことから、ろう者は、意思の疎通や情報の取得において、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話言語に対する認識は広がりつつあるが、まだ不十分である。

裾野市においても手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及を目的とした施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、当該施策の推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者を含む全ての市民が地域の一員として共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害がある者で、手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内において住み、働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語への理解の促進と手話言語の普及は、次に掲げる事項を踏まえ、市民が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- (1) 手話が言語であることを認識し、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築すること。
- (2) ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話

言語への理解促進に努めるとともに、手話言語の普及に必要な施策を講ずる。

- 2 市は、施策の推進に当たっては、ろう者及び聴覚障害者関係団体の意見を聴くため協議の場を設けるものとする。
- 3 市は、施策の推進に当たっては、必要な財政上の措置に努めるものとする。
- 4 市は、市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境を構築するものとする。
- 5 市は、手話言語通訳者の配置の拡充その他の手話言語による意思疎通支援者のための施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の一員として、ろう者と手話言語でコミュニケーションをすることにより、共に生きる社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者及び関係団体は、市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語の普及を目的とした市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。